

(別紙)

諮問番号：令和5年度諮問第13号

答申番号：令和5年度答申第14号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

食費や光熱費が上昇し、請求人の刑務所への収監や住宅の退去に伴う負債があるにもかかわらず、令和5年5月分の保護費を10万8,090円に変更した原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

原処分は、「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）に基づき適正に算定されており、違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（以下「最低生活費」という。）の算定方法は、保護基準により定められているところ、原処分は、保護基準に基づき適正に算定された最低生活費の額を令和5年5月分の請求人の世帯の保護費とするものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年10月5日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月12日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされ（生活保護法第8条第1項）、保護に係る厚生労働大臣が定める基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならないとされている（同条第2項）。これにより、厚生労働大臣は保護基準を定めており、請求人の世帯の居住地に係る級地は「1級地-2」

と区分されている。また、地区別冬季加算額は、請求人の世帯の居住地に係る地区及び級地にあつては、10月から4月までの間に限り、世帯人員が1人の場合、月額1万2,780円を支給することとされている。

そこで本件についてみると、保護基準に基づき適正に算定された令和5年5月分の請求人の世帯の最低生活費10万9,590円から、同年2月21日に支給した非常食に相当する金額9,072円の一部につき同年5月分の収入充当額と認定された1,500円を差し引いた額（10万8,090円）を保護費としていることが認められ、原処分には違法又は不当な点はない。

なお、令和5年4月分の保護費（12万870円）と同年5月分の保護費（10万8,090円）の差額（1万2,780円）は、冬季加算額の削除によるものであるから、同月分の請求人の世帯に係る保護費の算定に過誤欠落はない。

この点、請求人は、食費や光熱費が上昇し、請求人の刑務所への収監や住宅の退去に伴う負債があり、生活ができないと主張するが、請求人の保護開始に至るまでの債務は保護費の算定額の要素とはならず、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	鳥	井	賢	治
委員	日	笠	倫	子